

一宮市住宅事業等に関する指導要綱施行細則

一宮市住宅事業等に関する指導要綱（平成19年6月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項は、この細則に定めるところによる。

- 1 要綱第2条第1項(2)アの「周辺環境を悪化させるおそれがやや多いもの」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ぬ）項に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物を除く。）をいう。
- 2 要綱第3条第1項の規定による事前協議申出書は、**様式第1**によるものとし、**表1**に掲げる図書を添付のこと。
- 3 要綱第3条第2項の規定による別に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 電波障害対策
 - (2) 工事期間中の通学路等の安全対策
 - (3) 完成後の通学路等の安全対策
 - (4) 工事期間中の駐車、騒音・振動・粉じん等に関し周辺住民に配慮をした計画
 - (5) 雨水対策（透水性舗装、浸透枳、貯留槽等）
 - (6) 駐車場の確保
 - (7) 工事車両等工事中の安全対策
 - (8) 夜間照明による周囲の農作物や住宅への悪影響に対する防止対策
 - (9) 屋外広告物の計画（一宮市屋外広告物条例に基づく許可に係る事項（協議先は公園緑地課））
 - (10) 集合住宅で20戸以上の住戸を有するものにあつては、建物完成後における管理に関する事項及び連絡先の明示（連絡先標示板設置）計画
 - (11) 風俗営業等のパチンコ店、ゲームセンターにあつては、風俗営業の許可の見込み（一宮警察署）
 - (12) 公衆浴場法によるスーパー銭湯にあつては、次のアからウに掲げる事項
 - ア ボイラーの騒音対策（県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出（届出先は環境保全課））
 - イ 煙突、エアコン室外機の設置位置について近隣住宅への配慮をした計画
 - ウ 公衆浴場法及び一宮市公衆浴場法施行条例に則した計画
 - (13) 高さ31メートルを超える工作物（携帯電話の中継無線塔等）の新設にあつては、伝搬障害防止区域との関係を配慮した計画
 - (14) 景観への配慮（景観条例に基づく届出に係る事項（届出先は公園緑地課））
- 4 要綱第3条第2項で定める事業計画書は、**様式第2**によるものとする。
- 5 要綱第3条第3項で定める関係各課等との調整結果報告書は、**様式第3**によるものとし、**別表**に掲げる調整事項について協議すること。
- 6 要綱第3条第4項で定める事業者へ通知する指示書は、**様式第4**によるものとする。
- 7 要綱第3条第6項で定める事前協議が終了した旨の通知書は、**様式第5**によるものとする。
- 8 要綱第4条第1項の「支障がないと認めるもの」とは、関係各課等において支障がないと確

認がなされたものとする。

9 要綱第5条第4項の規定による説明内容、関係者からの質問及び意見並びにそれらに対する事業者の回答を示す報告書は、**様式第6**によるものとする。

10 要綱第5条第6項の規定による標示板は、**様式第7**によるものとする。

11 要綱第8条第4項の公園等の施設の整備は、次に定めるところによる。

- (1) 住民が有効かつ安全に利用できる位置とすること。
- (2) 形状は、できる限り正方形又は長方形の平坦地とし、道路に接して2箇所以上の出入口が設置されていること。
- (3) 利用者の安全を図り、かつ、遊戯施設等を有効に配置すること。

12 要綱第15条の消防水利施設は、次のものをいう。

- (1) 消防水利（消火栓、防火水槽）
- (2) 消防用進入路
- (3) 消防活動用空地

13 要綱第16条第1項の駐車場の設置基準は、次に定めるところによる。

- (1) 1台あたりのスペースは、原則として、2.3メートル×5メートル（機械式の駐車場の場合を除く。）以上とする。ただし、駐車場附置義務条例に該当するものは、それによること。
- (2) 駐車場の出入口は、交通安全を考慮した位置とし、交差点から5メートル以内は原則設置しないこと。
- (3) 前面道路からの並列駐車（ハーモニカ形状のもの）は原則認めない。ただし、配置計画等によりやむを得ない場合は、奥行を5.5メートル以上とし、前面道路が通学路となっているときは、当該駐車場利用者への注意喚起の旨の標示板を設置すること。
- (4) 敷地境界に接して設ける場合は、隣地に対しヘッドライトの照射を防ぐよう、植栽等の措置を講じること。
- (5) 機械式の駐車場を設置する場合は、操作時の騒音、振動に十分配慮した構造とすること。

14 要綱第16条第2項の駐車場等の施設の整備は、次に定めるところによる。

- (1) 駐車場は、事業区域内に計画戸数以上の台数分を確保すること
- (2) 駐輪場は、事業区域内に計画戸数の1.5倍以上の台数分を確保すること。
- (3) (1) 及び (2) において、建築物の利用形態及び周囲の状況からみて、必要台数分の駐車場もしくは駐輪場を敷地内に設置する必要がないと認めた場合はこの限りでない。

15 要綱第17条の住民生活の安全を守る施設等の整備は、次に定めるところによる。

- (1) 事業区域又はその境界に河川又は道路の行き止まり若しくは自動車等の通行に危険を伴う箇所があるときは、ガードレール等を設置すること。
- (2) 事業区域周辺に幼児の水禍のおそれのある河川等の自然の地形又は用水等があるときは、防護柵を設置すること。
- (3) 左右の確認が困難な交差点にはカーブミラーを設置すること。
- (4) 事業区域内の道路には、必要とする箇所に防犯灯を設置すること。

付 則

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

付 則（平成23年8月22日改正）

この細則は、平成23年9月1日から施行する。

付 則（平成26年4月28日改正）

この細則は、平成26年5月7日から施行する。

付 則（平成27年3月24日改正）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月30日改正）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年5月2日改正）

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

付 則（平成30年3月30日改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月18日改正）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

付 則（令和3年3月30日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月30日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月18日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和8年5月27日改正）

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

付 則（令和8年10月1日改正）

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。

(表)

年 月 日

(あて先) 一宮市長

住所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話

一宮市住宅事業等に関する指導要綱第3条の規定に基づき、次のとおり協議を申し出ます。

【事業計画概要】事業区分（要綱第2条）：（ ）

※は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例による。

(裏)

区 域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 [都市計画課]					
地域地区等	・用途地域：() ・防火地域： ☐ 防火 ☐ 準防火 ☐ 指定なし ・都市計画道路（建設敷地内）： ☐ 有（ ☐ 許可要・ ☐ 許可不要） ☐ 無 ・駐車場附置義務条例： ☐ 対象地域内（ ☐ 附置要・ ☐ 附置不要） ☐ 対象地域外 ・立地適正化計画： ☐ 都市機能誘導区域内 ☐ 区域外（ ☐ 届出要・ ☐ 届出不要） ☐ 居住誘導区域内 ☐ 区域外（ ☐ 届出要・ ☐ 届出不要） [都市計画課]					
	・住居表示： ☐ 区域内 ☐ 区域外 ・土地区画整理事業（施行中）： ☐ 区域内 ☐ 区域外 [区画整理課]					
	・特定都市河川浸水被害対策法： ☐ 区域内（ ☐ 許可要・ ☐ 許可不要） ☐ 区域外 [治水課] ☐ その他（ ）					
	・生産緑地法： ☐ 地区内（行為制限解除 ☐ 未・ ☐ 済） ☐ 地区外 [農業振興課]					
	・農振法： ☐ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外					
	・農地転用： ☐ 要 ☐ 不要 [農業委員会]					
景観・緑化	・景観計画区域： ☐ 届出要（ 景観軸・ 景観ゾーン） ☐ 届出不要 ・都市景観形成地区： ☐ 届出要 ☐ 届出不要 ・緑化計画： ☐ 届出要 ☐ 届出不要 [公園緑地課]					
道路・水路	・幅員：東（ . m）、西（ . m）、南（ . m）、北（ . m） ・区域内道路： ・都計法 32 条同意等： ☐ 有（ ） ☐ 無 ・占用許可： ☐ 有（ ） ☐ 無 ・施工承認： ☐ 有（ ） ☐ 無 [道水路管理課]					
屋外広告物	☐ 許可地域 ☐ 許可地域（指定道路及び鉄道に接続する区域） ☐ 禁止地域 [公園緑地課]					
公園・緑地・遊び場の計画	種 別			設置遊具等		
	面 積	m ²		管 理 者		
給 水 計 画	水 道 本 管	φ mm				
	引 込 管	φ mm				
	受 水 槽	☐ 有 ☐ 無				
	高 架 水 槽	☐ 有 ☐ 無				
排 水 計 画	☐ 下水道（ ☐ 合流式 ☐ 分流式）（本管： φ mm 取付管： φ mm） ☐ 合併浄化槽 ☐ その他（ ）					
	し尿・雑排水	放 流 先	☐ 下水道 ☐ その他（ ）			
	雨 水	放 流 先	☐ 下水道 ☐ その他（ ）			
		雨水対策	☐ 貯留槽 ☐ 透水性舗装 ☐ 浸透枳			
消 防 施 設	消防活動用空地	☐ 有 ☐ 無				
	防 火 水 槽	新設等： ☐ 有（ 管理） ☐ 無				
	消 火 栓	新設等： ☐ 有（ 管理） ☐ 無				
集 会 施 設	☐ 有（ 管理） ☐ 無					
ごみ集積場所	☐ 有（ 管理）（ ）m×（ ）m＝（ ）m ² ☐ 無					
駐 車 場	（ ）台分 …うち機械式駐車場（ ）台分 駐車場附置義務条例に基づく台数（ ）					
町内会関係	（ ）町会長と協議					
学 校 関 係	（ ）学校（園）長と協議					
取壊し建物	☐ 有 ☐ 無					
公 害 対 策	電 波 障 害 対 策					
	基 礎 工 法					
	そ の 他					
予 定 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日					
備 考						

備考 1 該当する項目について記入してください。なお、上記欄の記載以外に関係各課と調整した結果についても、関係各課等との調整結果報告書に詳細記載の上添付してください。

(表1) 事前協議申出書の添付図書一覧

【提出書類及び添付図書】

- 事前協議申出書：2部（正本・副本）

事前協議申出書に加え、下記の全てのもの（○印のあるもの）

・ A4版折で左綴じ

- 建築物等幹事会用資料

事前協議申出書の写しに加え、下記のうち1～22で○印のあるものをPDFデータ（DVD-R等）で提出

- 建築物等協議会用資料（幹事会で重要事項と認めたものに限る）

幹事会用資料のほか、幹事会で提出を求められた資料をPDFデータで提出

○印：必要添付図書

○印：必要添付図書

	添 付 図 書	明 示 す べ き 事 項	事業区分（要綱第2条）								
			(1)		(2)			(3)	(4)	(5)	(6)
			ア	イ	ア	イ	ウ				
1	案内図(1/2500)	申請地、駐車場用地、風俗営業施設については、50、100m等ラインと対象施設（名称、距離記入）、通学路の経路、工事車両の経路、防火水槽、消火栓の位置表示。	○	○	○	○	○	○	○	○	※
2	公 図 の 写 し	法務局又は本庁舎（資産税課）で入手。申請地が接する道路又は水路が別図の場合は別図も添付。	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	実 測 図	公簿面積と実測面積が異なる場合に添付。	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	配 置 図 (1/200 程度)	敷地寸法、道路後退線、境界から建物までの寸法表示。河川、水路、鉄道敷、道路（名称、車道、歩道及び幅員、側溝等の種別、植栽樹・電柱等の位置、縁石・ガードレール等の位置）、乗入口、施工承認の内容（歩道の切下げ、植栽樹の移転、縁石・ガードレール等の移転及び撤去、水路又は側溝の布設及び布設替え、側溝の補強等）、占用許可（埋設管、架橋等）の内容、構造及び区間の表示。建物位置、大きさ、外構（フェンス等。敷地境界線全周の部分を含む。）の位置、種別、構造、大きさ、高さ表示。駐車場（駐輪場を含む）の位置、大きさ、台数の表示、「アイドリングストップ」周知看板位置。公園等、遊び場等の位置、面積の表示。遊具等の位置、名称の表示。ごみ集積場所の位置、大きさ、面積、構造、高さの表示。消防活動用空地の位置、大きさ表示。屋外広告物の位置、大きさの表示。	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	面 積 計 算 書	建築面積、床面積についての面積表（根拠図面も添付）。	○	○	○	○		○	○		
6	各 階 平 面 図 (1/100)	間取り、各室の用途の表示。	○		○	○		○	○		

	添 付 図 書	明 示 す べ き 事 項	事業区分（要綱第2条）								
			(1)		(2)			(3)	(4)	(5)	(6)
			ア	イ	ア	イ	ウ				
7	給 水 計 画 図	配置図と兼用可。本管と引込管の位置、種別、管径表示。受水槽の位置、容量表示。	○	○	○	○		○	○		
8	排 水 計 画 図	配置図と兼用可。水路、側溝の位置、種別、内法寸法表示。放流先の水路又は側溝の流れの方向を矢印で表示。下水道接続の場合、本管と取付管の位置、種別、管径表示。浄化槽の場合、位置、柵、管の種類、大きさ表示。雨水貯留浸透施設、透水性舗装の位置、大きさの表示。	○	○	○	○		○	○		
9	給水装置・排水設備事前協議書	(別紙3)により給排水設備課と調整のうえ該当するものに記入。	○	○	○	○		○	○		
10	立面図(1/100) 4面	最高の高さ表示。屋外広告物（名称等記入）の計画があれば表示。	○		○	○	○	○	○	○	
11	断面図(1/100) 2面	必要に応じ添付。30 cm以上の切土又は盛土がある場合は、敷地の縦横断（前後が分かるもの）についても添付。	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	法 定 日 影 図	該当する場合添付。	○		○	○		○	○		
13	平均地盤面日影図	2時間日影図（関係者を特定するもの）	○		○	○		○	○		
14	電波障害予測地域図	方位、電波到来方向、遮蔽障害予想及び電波障害予測	○		○	○	○	○	○	○	
15	説 明 範 囲 図	都市計画図等を使用し、近隣説明経過報告書に記載された関係者の番号と対応して位置が分かるもの。	○	○	○	○	○	○	○	○	※
16	公園緑地求積図			○							
17	遊 戯 施 設 等 の 構造図	公園等、遊び場等に設置する遊戯施設等の構造図		○							
18	駐 車 場 関 係 図	一部を敷地外に設ける場合は、その場所と台数。（借地の場合は土地所有者の同意書添付）	○	○	○	○		○	○		
19	事 業 計 画 書	(様式第2)によりできる限り具体的に記入すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	関係各課等との事前調整結果報告書	(様式第3)によりできる限り具体的に記入し、報告すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	近 隣 説 明 経 過 報告書	(様式第6)による。個別説明、説明会（議事録）、協定書写し等	○	○	○	○	○	○	○	○	
22	浄 化 槽 計 算 書	浄化槽設置の場合、人槽、汚水量、BOD	○	○	○	○		○	○		
23	地元の排水同意の見込み	見込みについて報告すること。道水路管理課にて排水先を確認し、該当する場合に添付。	○	○	○	○		○	○		
24	土地所有者の同意書	申請者と異なる場合に添付（開発許可、建築許可の対象事業に限る）	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	標示板設置写真	遠景写真及び記載内容が分かるクローズアップ写真	○	○	○	○	○	○	○	○	
26	委任状	代理者が申出を行う場合は添付。	○	○	○	○	○	○	○	○	

※

※愛知県土地開発行為に関する指導要綱に必要な書類を添付。

(様式 第2)

事業計画書

	配 慮 項 目	対応計画（できるだけ具体的に）
1	電波障害対策	
2	工事期間中の通学路等の安全対策	
3	完成後の通学路等の安全対策	
4	工事期間中の駐車、騒音・振動・粉じん等に関する周辺住民への配慮	
5	雨水対策（透水性舗装、浸透枳、貯留槽等）	
6	駐車場の確保	
7	工事車両等工事中の安全対策	
8	夜間照明による周囲の農作物や住宅への悪影響に対する防止対策	
9	屋外広告物の計画	
10	20戸以上の住戸を有するものにあつては、建物完成後における管理に関する事項及び連絡先の明示（連絡先看板設置）計画	
11	風俗営業等のパチンコ店、ゲームセンターにあつては、風俗営業の許可の見込み（一宮警察署）	
12	公衆浴場法によるスーパー銭湯にあつては ア ボイラーの騒音対策 イ 煙突、エアコン室外機の設置位置について近隣住宅への配慮をした計画 ウ 公衆浴場法および一宮市公衆浴場法施行条例に則した計画	
13	高さ 31 メートルを超える工作物（携帯電話の中継無線塔等）の新設にあつては、伝搬障害防止区域との関係を配慮した計画	
14	景観への配慮	

備 考 該当する項目について記入してください（必要に応じて図面等、資料を添付してください）。

(様式 第3) 事前協議申出書に関する関係各課等との調整結果報告書

報告者(申出者)住 所

氏 名

電 話

(設計者)住 所

氏 名

担当者氏名

電 話

関係各課又は関係機関 (担当者名)	調整年月日	調 整 事 項	対 応 策

- 備 考
- 1 関係各課等及び調整事項は別表による。
 - 2 関係各課等の調整にあたっては、現況及び具体的な内容を示す図書、事業計画書等を基に調整を図ってください。
 - 3 対応策欄は、調整結果について具体的内容を記載してください。

(別 表) 事前協議申出書に関する関係各課等との調整事項

○印：事前調整をしてください

関係各課等	調 整 事 項	事業区分 (要綱第 2 条)							
		(1)		(2)			(3)	(4)	(5) (6)
		ア	イ	ア	イ	ウ			
都市計画課(本庁舎：8 階) TEL 28-8632	用途地域、防火地域、都市計画施設（公園・道路等）、駐車場附置義務条例、市街地再開発事業、立地適正化計画、駐車場法等	○	○	○	○	○	○	○	○
区画整理課(本庁舎：8 階) TEL 28-8633	住居表示、土地区画整理事業等	○	○	○	○	○	○	○	○
公園緑地課(本庁舎：8 階) TEL 28-8634 28-8636	1,000 ㎡以上の公園・遊び場等、一宮市屋外広告物条例、景観条例緑化条例	○	○	○	○	○	○	○	○
道路水路管理課(本庁舎：8 階) TEL 28-8637	道路の幅員、市道路拡幅、排水放流、道路・水路占用許可、承認工事（乗入れ、水路・側溝の新設、改修）、交通安全施設、都市計画法第 32 条の協議等	○	○	○	○	○	○	○	○
道路課(本庁舎：8 階) TEL 28-8639	道路(都市計画道路を除く)拡幅計画等	○	○	○	○	○	○	○	○
治水課(本庁舎：8 階) TEL 28-8642	雨水対策、河川及び水路改修等	○	○	○	○	○	○	○	○
建築指導課(本庁舎：7 階) TEL 28-8644	建築確認、開発等許可、要綱による駐車場等設置、交通安全対策（工事中・営業時）、電波障害対策、近隣等への説明、標示板設置、建物完成後の連絡先看板設置、廃棄物処理施設の法第 51 条の許可の見込み等、建設リサイクル法関係	○	○	○	○	○	○	○	※
学校教育課(本庁舎：4 階) TEL 85-7072 85-7073	通学路の安全対策（詳細は、各小・中学校となりますので、事前に電話で内容の確認をしてください。）	○	○	○	○	○	○	○	○
環境保全課 (奥町：衛生処理場内) TEL 45-7185	公害発生防止対策の確認（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等）、土壌汚染、公害関連法に基づく届出、光害対策ガイドライン（屋外照明環境）	○	○	○	○	○	○	○	○
市民協働課(本庁舎：6 階) TEL 28-8954	町内会関係（町会長等の確認、町内会加入）	○	○	○	○	○	○	○	○
収集業務課 (奥町：環境センター内) TEL 45-7004	ごみ収集、ごみ集積場所等：一宮市集合住宅等のごみの集積場所に関する指導要綱 (別紙 1)	○	○				○		
廃棄物対策課 (奥町：環境センター内) TEL 45-5374	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処理施設の設置許可等							○	

関係各課等	調 整 事 項	事業区分（要綱第2条）									
		(1)		(2)			(3)	(4)	(5)	(6)	
		ア	イ	ア	イ	ウ					
子育て支援課（本庁舎：4階） TEL 28-9022	1,000㎡未満の公園等		○								
産業振興課（本庁舎：9階） TEL 28-8982	企業立地の奨励措置 工場立地法の届出（建築面積3,000㎡以上又は敷地面積9,000㎡以上の工場）			○							
農業振興課（本庁舎：9階） TEL 28-9135	生産緑地、農用地区域からの除外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
農業委員会（本庁舎：9階） TEL 28-9137	農地転用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
給排水設備課（本庁舎：10階） TEL 28-8660	上水道給水及び検針方式、下水道排水及び整備計画等本管への接続、上下水道の供用開始予定等 ・給水装置・排水設備事前協議書 (別紙2)	○	○	○	○	○	○	○	○		
博物館（大和町） TEL 46-3215	埋蔵文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
消防本部予防課 TEL 72-1281	消防設備等、消防用進入路、消防活動用空地、消防水利（防火水槽、消火栓）： ・「消防用設備等技術基準」	○	○	○	○	○	○	○	○		
一宮警察署生活安全課 TEL 24-0110	風俗営業許可の見込み（施設からの距離規制等）、駐車場の確保等				○						※
保健予防課（古金町：保健所） TEL 52-3855	公衆浴場法の確認等					○					
総務省東海総合通信局 TEL 052-971-9621	伝搬障害防止区域内の地表 31mを超える高さの建築物の建築等	○		○	○	○	○	○	○	○	
一宮警察署交通課規制係 TEL 24-0110	道路計画（拡幅、新設）、出入口、交通安全施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
県一宮建設事務所 TEL 72-1411	県道の承認工事、2級河川における河川法許可等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
町会長等	町会長 地元説明、町内会加入、ごみ集積場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
農事組合長等	排水承諾の見込み ※道水路管理課にて排水先を確認、該当する場合に必要	○	○	○	○	○	○	○	○		
景観団体	まちづくり協定 ※公園緑地課にて団体を確認、該当する場合に必要	○	○	○	○	○	○			○	
その他											

備 考 風俗営業施設以外については、調整する関係各課等について、建築指導課と事前に協議のこと。

※ 事業区分(1)～(5)に該当する事項について関係各課等と調整を行う。該当する事業が無い場合は建築指導課と事前に協議のこと。

(別紙 1)

一宮市集合住宅等のごみ集積場所に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一宮市住宅事業等に関する指導要綱に基づき、集合住宅等の建設又は宅地分譲等を市内において行う事業者に対し、家庭ごみの集積場所の設置及び管理に関し、あらかじめ町内会等の代表者及び市と協議することを求め、事業者及び管理者を指導することにより、適正な集積場所を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅等 アパート、マンション等の集合住宅（共同住宅又は長屋住宅をいい、住戸以外の用途を併設するものを含む。）をいう。
- (2) 宅地分譲等 住宅の用に供する宅地又は戸建住宅の分譲（その代理又は媒介を含む。）をいう。
- (3) 事業者 集合住宅等の建設又は宅地分譲等を市内において行う者をいう
- (4) 家庭ごみ 家庭から排出される廃棄物をいう。
- (5) 集積場所 家庭ごみを収集車が収集するまでの間、一時的に集めて置く場所をいう。
- (6) 町内会等 事業区域の属する町内会（町内会が組織されていない地域にあつては、これに代わる団体。）をいう。
- (7) 管理者 集合住宅等の管理を行う者をいう。

(適用除外及び戸数の算定)

第3条 集合住宅等で住戸以外の用途を併設する場合、住戸以外の用途に供する部分については、この要綱の規定を適用しない。

2 集合住宅等の戸数は、住戸の用途に供する戸数のみをもって算定するものとする。

(事前協議)

第4条 事業者は、集積場所の設置及び管理について、あらかじめ町内会等の代表者と協議しなければならない。

2 前項の規定によるほか、事業者は、町内会等が管理する既存の集積場所を町内会等と共同で利用し、又は事業を行う敷地内に新たに設置する集積場所を町内会等に利用させる場合は、そ

の管理及び負担について、当該集積場所の使用開始までに、町内会等の代表者と協議しなければならない。

(届出書の提出及び協議)

第5条 市内に集合住宅等の建設又は計画戸数が6戸以上の宅地分譲等を行う事業者は、集積場所の位置及び構造の変更が可能な時期までに、ごみ集積場所事前協議届出書(様式1)を市に提出し、集積場所の設置及び管理について市と協議しなければならない。

(集積場所の設置)

第6条 事業者は、20戸以上の集合住宅等の建設又は計画戸数が20戸以上の宅地分譲等を行うときは、当該事業に係る入居者用の可燃ごみ集積場所及び不燃ごみ集積場所を当該事業の敷地内に設置しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 事業者は、10戸以上20戸未満の集合住宅等の建設又は計画戸数が10戸以上20戸未満の宅地分譲等を行うときは、当該事業に係る入居者用の可燃ごみ集積場所を当該事業の敷地内に設置しなければならない。ただし、町内会等の代表者と協議を行い、集積場所の設置が不要となる場合及び市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 事業者は、10戸未満の集合住宅の建設又は計画戸数が6戸以上10戸未満の宅地分譲等を行うときは、当該事業に係る入居者用の可燃ごみ集積場所を当該事業の敷地内に設置するよう努めるものとする。

(設置基準)

第7条 事業者は、集積場所の設置に当たっては、次に掲げるところによらなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 位置

ア. 収集車が後退運転を行うことなく、通り抜けできる場所であり、かつ、これに必要な道路幅又は通路幅を有すること。

イ. 集積場所の開口部に対し、収集車が道路交通法その他の関係法令に違反することなく横付け停車し作業できる場所であること。

ウ. 著しく交通の妨げになる場所や事故等の危険性が著しく増加する場所でないこと。

エ. 集積場所と停車した収集車の間に、電柱・標識等の作業の妨げになる物がない場所であること。

(2) 規模・構造

ア. 集積場所の面積は、計画戸数に0.2平方メートルを乗じたもの以上とすること。なお、

可燃ごみ集積場所及び不燃ごみ集積場所の両方を設置する場合は、同一の場所を用いるものとする。また、ごみボックスその他市長が認めた収納容器を使用する場合は、計画戸数に90リットルを乗じた容量以上のものを設置することをもってこれに代えることができる。

- イ. 奥行きは2メートル以内とし、開口部は収集車が停車する道路又は通路に面して設け、その幅は奥行きを超えるものとする。
- ウ. 収集車が停車する道路又は通路の路面との間に高低差を生じさせないこと。
- エ. 勾配を設けるなど、雨水等が滞留しない構造とすること。
- オ. コンクリートブロックその他見通すことができない材料で集積場所を区切る場合は、腐食し、又は腐朽しにくい材質のものとし、その高さを0.6メートル以下とすること。ただし、その区切りが隣地（道路を除く。）との境界の塀を兼ねる場合は、この限りでない。
- カ. 前後左右をフェンス等で囲った構造とする場合は、前面に幅3メートル以上の扉その他の開閉設備を設けるよう努めること。
- キ. 屋根を設ける場合は、内法の高さを1.8メートル以上とすること。
- ク. 市長が認める場合を除き、集積場所内には水栓、汚水桝その他収集作業の支障となるおそれのある設備を設置しないこと。
- ケ. 家庭ごみの飛散及び散乱を防止するために必要な措置を講じること。ただし、ごみボックスその他の収納容器の使用など家庭ごみをネットで覆う方法以外の方法により措置を講ずる場合は、あらかじめ市と協議すること。

(3) その他

- ア. 集積場所の設置に当たっては、隣地の所有者及び居住者の了承を得るなど、近隣からの苦情が生じないように努めること。
- イ. 敷地内に設置する場合は、収集車の荷重に対応して安全な構造とし、歩行者その他の通行者の安全が確保されるように配慮すること。

(集積場所の管理)

第8条 集積場所を設置する事業者は、当該集積場所の管理を行う者及び管理方法を明確にしなければならない。

- 2 宅地分譲等の事業の敷地内に新たに集積場所を設置する場合、その管理は町内会等が行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により明確にされた集積場所の管理を行う者（第2項の規定により町内会等が

管理を行う場合を含む。)は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 集積場所の清潔を保持すること。
- (2) 利用者に対し、収集日やごみ出しルール等を周知し、遵守させること。
- (3) ごみ出しルール等に違反する行為や不法投棄の防止策を講ずること。
- (4) ごみ出しルール等に違反する行為を行った者に対し指導を行うこと。
- (5) 集積場所又はネットその他の設備が破損し、又は劣化したことを確認したときは、速やかに修繕、取替えその他必要な措置を講ずること。
- (6) その他、必要とする措置を講ずること。

(ごみ収集の申し込み)

第9条 集合住宅等を建設する事業者は、集積場所の使用開始予定日の14日前までに、ごみ収集申込書(様式2)を市に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この期間によらないことができる。

(入居者への周知)

第10条 事業者及び管理者は、入居者の入居時に、家庭ごみの集積場所、出し方、収集日等を周知しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に着工(建築工事に着手することをいう。)し、又は分譲を開始した事業については、この要綱の規定は適用しない。

(別紙2)

給水装置・排水設備事前協議書

建 築 場 所					敷地面積	㎡	
建 物 名				建築主			
建 築 概 要	☐ 集合住宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 病院 ☐ その他（ ）						
建 物 階 数	階	戸数	戸	計画人数	人/戸×	戸＝	人
予 定 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日						

【給水】

水道本管	☐ 有り		□ 径 φ mm 管種		消火栓の新設 (消防との協議結果)	☐ 有り	
			□ 径 φ mm 管種				
	☐ 無し		【本管布設工事については別途協議が必要です。】			☐ 無し	
既設 給水装置	☐ 有り	公道部分	□ 径 φ mm 管種		□ 径 φ mm 管種		
			□ 径 φ mm 管種		□ 径 φ mm 管種		
	☐ 有り	宅地内部分	メーター □ 径 φ mm 数量	メーター □ 径 φ mm 数量			
			メーター □ 径 φ mm 数量	メーター □ 径 φ mm 数量			
	☐ 無し	【新規給水装置工事費は申請者のご負担です。】					
給水方式	☐ 直結直圧方式		□3階直圧なし				
			□3階直圧あり【別途協議が必要です。】 □協議済 □協議前				
			引込管 □ 径 φ mm				
			メーター □ 径 φ mm 個数 個 【月間使用量 φ mm 個数 個 以下であること】				
	☐ 貯水槽方式		計画1日使用水量（受水槽） ℓ/日＝ ℓ/人・日× 人				
			受水槽有効容量 m ³ 【計画1日使用水量（受水槽）の4/10～6/10】				
	☐ 貯水槽＋直圧併用方式		計画1日使用水量（直圧部） ℓ/日＝ ℓ/人・日× 人				
			引込管 □ 径 φ mm φ mm				
			メーター □ 径 φ mm 個数 個 【月間使用量 φ mm 個数 個 以下であること】				
φ mm 個数 個							
φ mm 個数 個							
注) 受水槽は保守点検ができるスペースを確保してください。							
☐ 直結増圧方式		【水圧調査依頼と直結増圧給 □水圧調査依頼前 水協議が必要です。】 □水圧調査回答があるが協議前 □協議済 □可 □不可					
		注) 直結増圧給水協議により回答が可の場合のみ直結増圧給水が認められます。 引込管、メーター口径についても直結増圧給水協議により決定してください。					
☐ 自家水（井戸）		使用用途（ ） 計画揚水量 m ³ /日 揚水管の口径（ mm）、 揚水ポンプの能力（ L/分）					
☐ 工業用水		使用用途（ ） 計画給水量 m ³ /日					
検討方式	☐ 各戸検針						
	☐ 親メーター検針		□集中検針あり【営業課と協議が必要です。】				
			□集中検針なし				
☐ 未定		計画が決まり次第再度協議を行ってください。					
そ の 他	※ 給排水設備図が出来たら、建物等協議会に諮る前に上下水道部と協議してください。						

【排水】

[illegible]

協 議 日	年 月 日
協 議 依 頼 者	住 所 氏 名 電 話
給排水設備課 担 当 者	

(様式 第4)

事前協議結果（指示）通知書

年 月 日

様

一宮市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで協議の申出がありましたこのことについて、協議結果は下記のとおりです。なお、指示事項については、再度検討の上、回答してください。

記

1 事業者の住所及び氏名

住 所

氏 名

2 事業の名称及び事業場所

名 称

場 所

3 協議結果及び指示事項

(様式 第5)

事前協議結果（最終）通知書

年 月 日

様

一宮市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで協議の申出がありましたこのことについて、協議結果は下記のとおりです。

記

1 事業者の住所及び氏名

住 所

氏 名

2 事業の名称及び事業場所

名 称

場 所

3 協議結果（最終）

- 道路復旧について、工事施工に際しては施工前後の調査を十分にされ、本工事に起因する場合、復旧に責任を持って対処されたい。
- 特殊車両の出入り等について、必要な許可を取得し、法令を遵守されたい。
- 工事の際、振動・騒音・交通等十分な配慮をされたい。
- 地元との調整に当たっては、誠意を持って責任ある対応をされたい。

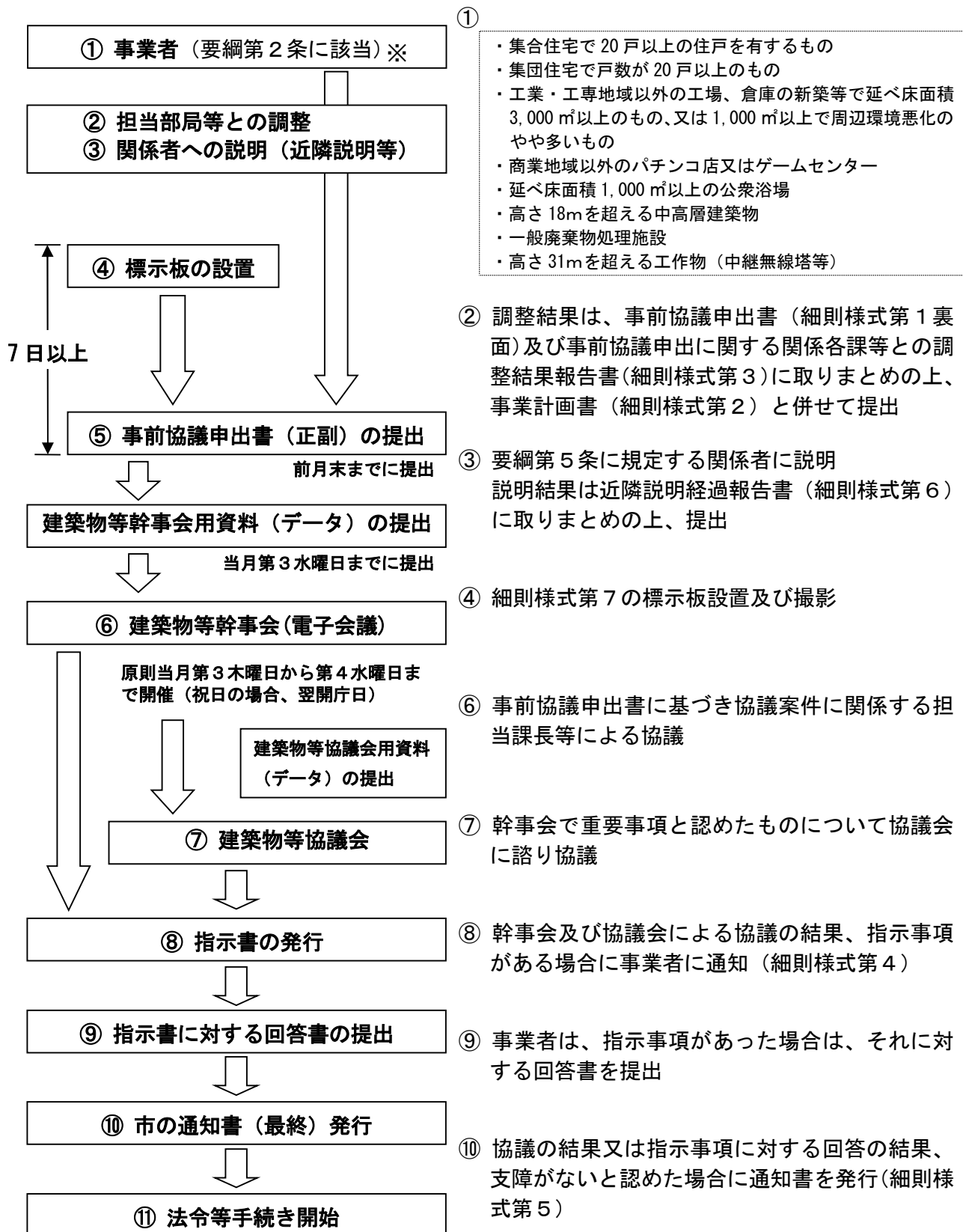
【個別説明】				
整理 番号	関係者 住所・氏名	説明場所 年 月 日	要望事項	回答内容

(様式 第7) 標示板の様式

事業計画のお知らせ				
事業の名称				
事業地の地名地番				
事業区分※				
事業面積※		m ²	区画数※	
建築物の概要	用途		敷地面積	m ²
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	構造		基礎工法	
	階数	地上 階 / 地下 階	高さ	
工期	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
事業者	住所 氏名	電 話		
設計者	住所 氏名	電 話		
施工者	住所 氏名	電 話		
この標示板を設置した日		年 月 日		
上記事業計画についての説明の申出は、下記へご連絡下さい。 (連絡先) 電 話				

- 備 考 1 ※印欄は住宅事業の場合に記入してください。
- 2 大きさは、縦横とも 90 センチメートル以上とする。

◇ 指導要綱による手続きの流れ



※ 事前協議の申出にあたっては、日程等詳細について事前に建築指導課と調整を図ること